

答 申 書

平成 28 年 11 月 28 日

平成28年11月28日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市まちづくり推進審議会  
会長 直 田 春 夫

地域自治協議会の認定方法等について（答申）

平成28年6月27日付う～037で意見を求められましたみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

西脇市自治基本条例第14条で規定する地域自治協議会の認定方法等については、市へ届け出ることにより設立できるものとする。

なお、届出制を採用するに当たっては、市が事業内容や会計状況等を把握する必要があるため、次のとおり意見を付帯する。

- 1 届出には事業計画、規約及び役員名簿等を添付するよう定めること。
- 2 平成28年2月9日付の本審議会の答申等から、事務局人件費と併せ地区の裁量で用途を決定することが可能な一括交付金の交付について、各地域自治協議会は会計処理を適切に行い、且つその内容を市へ報告することが必要であり、市はその制度設計に努めること。

以上